豊中市地域就労支援事業推進会議設置要綱

(目的)

第1条 豊中市地域就労支援事業実施要綱第6条に基づき豊中市地域就労支援事業推進会 議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 地域就労支援事業に係るさまざまな施策や事業等を総合的に調整する。
 - 2 地域就労支援事業の運営・効果を点検し、事業の連携・協力体制の維持を図る。

(組織)

- 第3条 委員会は別表1の職にある者をもって構成する。
 - 2 委員長は市民協働部長があたり、副委員長はくらし支援課長があたる。
 - 3 委員長は委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
 - 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会は委員長が招集しその議長となる。
 - 2 委員会は委員の過半数の出席をもって開催する。
 - 3 委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決すると ころによる。

(専門部会)

- 第5条 特定の施策及び専門事項の検討等を行うため必要があると認めたときは専門部会を設置することができる。
 - 2 専門部会の招集については別に定める。

(関係者の出席)

第6条 委員長が必要があると認めるときは関係者の出席を認め、その説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は市民協働部くらし支援課が行う。

(委任)

第8条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成15年4月1日から実施する。 附則
- この要綱は、平成18年4月1日から実施する。 附則
- この要綱は、平成19年4月1日から実施する。 附則
- この要項は、平成20年2月25日から実施する。 附則
- この要綱は、平成21年4月1日から実施する。 附則
- この要綱は、平成22年4月1日から実施する。 附則
- この要綱は、平成23年4月1日から実施する。 附則
- この要綱は、平成24年4月1日から実施する。 附則
- この要綱は、平成26年4月1日から実施する。 附則
- この要綱は、平成27年4月1日から実施する。 附則
- この要綱は、平成28年4月1日から実施する。 附則
- この要綱は、平成29年3月31日から実施する。 附則
- この要綱は、平成29年4月1日から実施する。 附則
- この要綱は、平成31年4月1日から実施する。 附則
- この要綱は、令和2年4月1日から実施する。 附則
- この要綱は、令和5年4月1日から実施する。 附則
- この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(別表1)

(別 (T	T
	部署	職名
委 員 長		市民協働部長
副委員長	市民協働部	くらし支援課長
委員		人権政策課長
		人権平和センター館長
	都市活力部	産業振興課長
	財務部	税務・債権管理長
	市民協働部	市民課長
	こども未来部	子育て給付課長
	福祉部	地域共生課長
		福祉事務所長
		障害福祉課長
	健康医療部	医療支援課長
		保険長
	都市計画推進部	住宅課長
	教育委員会	社会教育課長
		学校教育課長
		児童生徒課長
	豊中市社会福祉協議会	生活支援課長
	豊中市シルバー人材セン	事務局長
	ター	
	NPO法人豊中市障害者就労	事務局長
	雇用支援センター	
	株式会社きると	取締役